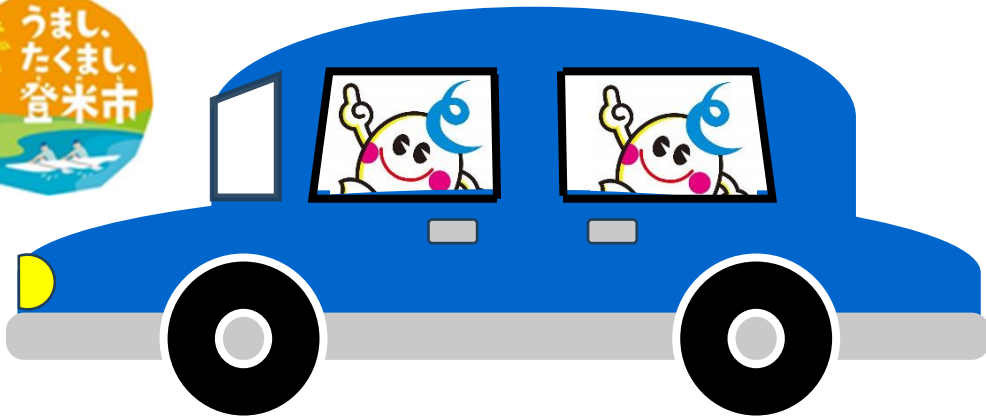


登米市市民活動団体 移動支援事業補助金

令和8年度 申請の手引き



協働キャラクター「とめ丸」

【受付期間】

- ①すでに事業を実施しており4月1日から補助事業に該当する場合
令和8年4月1日から5月29日まで
- ②補助決定後から事業を開始する場合
令和8年4月1日から7月31日まで

【問合せ・申請窓口】

登米市まちづくり推進部市民協働課 TEL 0220-22-2173
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
e-mail : shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

令和8年4月発行

登米市

1 事業目的

高齢者、障がい者、子どもなどの交通弱者を対象に、市民活動団体が身近な地域において行う移動支援事業（以下「事業」という）に対し、事業を後押しするため補助金を交付するもの。

2 補助対象団体

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす市民活動団体（以下「団体」という）が申請することができます。

- ①市内在住者の構成員が5人以上であること。
- ②市内に拠点を置き、市内で移動支援を実施している又は実施する予定があること。
- ③運営及び組織に関する会則、規約等を定めていること。

※市内在住者が5人以上いれば、全て市内在住者でなくとも補助金申請を可能といたします。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- ①専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合
- ②政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- ③既に同様の事業を実施し、他の制度等に基づく補助金等の交付決定を受けている場合
- ④その他、補助金を受けることが適当でないと認める場合

3 補助対象事業

(1) 補助対象事業

高齢者、障がい者、子どもなど交通弱者を対象に、団体が身近な地域（主に町域内）において行う事業

※名簿により利用者を登録し、自分で運転できない交通弱者であることを適時確認すること。（支援対象者の名簿は実績報告時に提出いただきますので、必ず記録しておくようお願いします。）

(2) 補助対象経費等

補助対象経費	車両区分	補助率	補助上限額 (1台当たり)
事業において使用する運行車両の 任意保険料	軽自動車	2分の1 (専用車の 場合10分 の10)	8万円(専用車の 場合16万円)
	普通自動車(小型 自動車を含む。)		13万円(専用車の 場合26万円)
事業において使用する運行車両の 借上料	軽自動車	2分の1	12万円
	普通自動車(小型 自動車を含む。)		17万円

(3) 最低実施回数

事業を月4回以上実施(週1回程度)すること。

※事業の回数が月4回未満の場合は、その月は補助対象外とするため。交付決定後に減額となる。

※1回の利用で、往復や複数箇所に行った場合は、最低実施回数の基準上は1回分として計算する。(実際の運行回数の実績の数え方は団体の既存の数え方で構いません。)

(4) 補助金申請の注意

補助金の交付の申請は、事業に要する車両の任意保険料及び借上料は、併用して申請が可能ですが、1年度あたり1団体 各1車両分となりますので、ご注意ください。

(例1) 1台に借上料、任意保険料どちらも併せて補助申請。

(例2) 2台で運行し、1台は個人の自家用車の任意保険料、もう1台は車両を借上げて、任意保険料と借上料を別々の車両で補助申請。

(5) 補助金の計算

補助金額は、次の計算式により算定した額(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)と補助上限額とを比較し低い方の額とする。

【計算式】 ①×②÷③×④

①保険（借上）料（年間）

②補助対象期間内における保険（借上）期間の月のうち補助対象車両
を使用した月数（最大 12 か月）

（事業の回数が 4 回未満の月を除く。）

③補助対象期間内における保険（借上）期間の月数（最大 12 か月）

④補助率（2 分の 1（専用車の場合 1）を掛ける）

※補助金額の算定を行う際に 1 月未満の端数がある場合は、これを
1 月とする。

※専用車は、事業に専用として使用し、他の用途で使用しない
車両とする。車両の移動など軽微な使用は他の用途としない。
（実績報告に添付する月運行記録簿で車両の発着のキロ数で専用車
に使用しているか確認を行う。）

（例 1） ①任意保険料（又は借上料）60,000 円×②車両を使用した月数
10 か月÷③補助対象期間内月数 12 か月×④補助率 1/2=25,000 円

【軽自動車及び普通自動車の場合】 いずれかの補助上限額と比較しても
25,000 円の方が低いので補助金は 25,000 円

（例 2） ①任意保険料（又は借上料）200,000 円×②車両を使用した月数
12 か月÷③補助対象期間内月数 12 か月×④補助率 1/2=100,000 円

【軽自動車の場合】

（任意保険料）補助上限額 80,000 円と比較して補助上限額の方が低いので
補助金は 80,000 円

（借上料）補助上限額 120,000 円と比較して 100,000 円の方が低いので
補助金は 100,000 円

【普通自動車の場合】

（任意保険料）補助上限額 130,000 円と比較して 100,000 円の方が低いので
補助金は 100,000 円

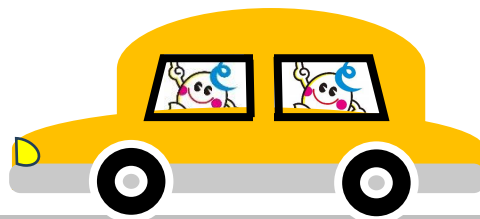
（借上料）補助上限額 170,000 円と比較して 100,000 円の方が低いので補
助金は 100,000 円

4 補助対象期間

補助対象期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請受付期間

- (1) すでに事業を実施しており4月1日から補助事業に該当する場合
令和8年4月1日から5月29日まで
- (2) 補助決定後から事業を開始する場合
令和8年4月1日から7月31日まで



6 申請方法・提出書類

申請書に必要な書類を添えて、登米市まちづくり推進部市民協働課に持参してください。

【必要書類】

No.	提出書類	記載例のページ
1	補助金等交付申請書（登米市補助金等交付規則様式第1号）	7ページ
2	収支予算書（登米市補助金等交付規則様式第2号）	8ページ
3	事業計画書（登米市市民活動団体移動支援事業補助金交付要綱様式第1号）	9ページ
4	団体の会則、規約等	—
5	団体の構成員名簿（任意様式）	—
6	経費の金額が確認できる書類（契約書、領収証など）	—
7	自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し	—
8	自動車保険の任意保険証の写し	—

7 補助金の支払い

補助金交付決定後に補助金の7割（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）を概算払いとし、翌年1月に事業の実施状況を確認後、残り3割を支払います。

8 変更申請（事業の一部変更・中止）

補助金決定後に年度の途中で事業の一部変更・中止をする場合には、事前に登米市まちづくり推進部市民協働課にご相談ください。

変更の内容によっては、補助金の対象外となり補助金額の減額や返還となる場合がありますので、ご注意ください。

※変更がない場合でも事業の回数が月4回未満の場合は、その月は補助対象外となるため補助金額の減額となります。

【変更申請書が必要な場合】

- (1) 補助金交付決定額の増額を伴う変更
- (2) 補助金交付決定額の20パーセント以上の減額を伴う変更
- (3) 補助事業の内容の重大な変更

9 実績報告

事業を終了した場合、終了日から30日以内又は令和8年4月15日のいずれか早い日に実績報告書に必要書類を添えて、登米市まちづくり推進部市民協働課に提出してください。

実績報告の内容によっては、補助金の対象外となり補助金額の減額や返還となる場合もありますので、ご注意ください。

【必要書類】

No.	提出書類	記載例のページ
1	補助事業等実績報告書（登米市補助金等交付規則様式第10号）	10 ページ
2	収支決算書（登米市補助金等交付規則様式第11号）	11 ページ
3	月運行記録簿（登米市市民活動団体移動支援事業補助金交付要綱様式第3号）	12 ページ
4	支援対象者の名簿（任意様式）	—
5	経費の支出を証明する書類（領収書、会計帳簿等）	—

10 注意事項

本補助金は「道路運送法における許可又は登録を要しない運送」を対象としていることから、利用者から実費相当分としてガソリン代などを受け取る場合は、事前に登米市まちづくり推進部市民協働課にご相談ください。

◎利用者から運賃などの受取について

道路運送法における許可又は登録をしていない場合に、利用者から運賃などの金銭を受けた場合は、法令違反となることから運賃などを受け取らないようにご注意ください。

◎謝礼と運賃の違い

【謝礼とは】

社会通念上常識的な範囲での「謝礼」は、運送の対価でなく、運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者からの謝礼として金銭等が支払われたとしても有償の運送といえず道路運送法における許可又は登録を不要である。

【謝礼とは認められない場合】

運送を提供する者が運賃表を定めて、それに従って利用者が金銭を支払う場合。口頭又はジェスチャーにより利用者に強く謝礼を促す等、謝礼の名を借りて実質的には運賃を求める態様の場合。

◎実費相当分として利用者から受け取ることができるもの

運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは許される。

「実費」とは、運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）をいう。

【参考文献】

◎令和6年3月1日付け国自旅第359号通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」を参照

◎令和6年8月7日付け北海道運輸局自動車交通部「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」を参照

11 補助金申請に係る各種様式 記載例

No. 1 補助金等交付申請書（登米市補助金等交付規則 様式第1号） 記載例

令和 ●年 ●月 ●日

(あて先)登米市長

所在地 登米市●町●丁目●番地
 名称 ●地区移動支援ボランティア会
 代表者氏名 会長 ●●●●

補助金等交付申請書

令和●年度において次のとおり補助事業等を実施したいので、補助金等を交付されるよう登米市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	100,000円
2 事業名	登米市市民活動団体移動支援事業
3 事業の目的	身近な地域(●町内)において高齢者等の交通弱者を対象とし、互助活動による移動支援を行うもの
4 事業の内容	事業計画書(様式第1号)に記載
5 着手・完了 予定年月日	着手日 令和 ●年 ●月 ●日 完了日 令和 ●年 3月 31日
6 事業の効果	高齢者等の交通弱者が買い物や通院などに行くことができ、地域住民の福祉の向上につながる
7 添付書類	(1) 収支予算書 (2) 事業計画書 (3) 団体の会則、規約等 (4) 団体の構成員名簿 (5) 補助対象経費の金額が確認できる書類 (6) 補助の対象となる車両の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (7) 補助の対象となる車両の任意自動車保険の保険証の写し
8 備考	

移動支援事業をすでに実施している場合は4月1日着手日、補助金交付決定後に実施の場合は事業開始予定日を記載ください。

添付書類で不要なものは削除してください。

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
会員会費	●円	●円×●人
利用者負担金	●円	●円×●人
登米市市民活動団体 移動支援事業補助金	●円	登米市から補助
雑入	●円	預金利息
計	●円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
需用費	●円	消耗品費(紙代、ペン類) 印刷代
燃料費	●円	ガソリン代
通信運搬費	●円	郵送料
保険料	●円	使用車両の任意保険料
借上料	●円	車両借上料
計	●円	

区分は一般的な会計
項目区分を記載。

摘要は支払いした内
容など細かい内容を
記載。

令和●年度 事業計画書

団体名	●●会
-----	-----

実 施 月	主な活動内容
4月	移動支援●回、桜を見る会(●町)
5月	移動支援●回、●●会総会
6月	移動支援●回
7月	移動支援●回、会員旅行(●県遠距離移動支援)
8月	移動支援●回
9月	移動支援 実施なし
10月	移動支援●回
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

年間の予定を記載。
実施しない月または4回未満の月
は補助金の算定から除きます。

12 実績報告に係る各種様式 記載例

No. 1 補助事業等実績報告書（登米市補助金等交付規則 様式第 10 号） 記載例

令和 ●年 ●月 ●日

(あて先)登米市長

所在地 登米市●町●丁目●番地
 名称 ●地区移動支援ボランティア会
 代表者氏名 会長 ●● ●●

補助金交付決定通知の
 年月日と番号を記入

補助事業等実績報告書

令和●年●月●日付け登●第●●●号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり登米市補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補助金等の額	100,000円
2 事業名	登米市市民活動団体移動支援事業
3 交付決定年月日及び番号	令和●年●月●日 登●第●●●号
4 着手・完了年月日	着手日 令和 ●年 ●月 ●日 完了日 令和 ●年 ●月 ●日
5 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 月運行記録簿 (3) 支援対象者の名簿 (4) 経費の支出を証明する書類
6 備考	

補助金交付決定通知の
 年月日と番号を記入

添付書類で不要な
 ものは削除してく
 ださい。

No. 2 収支決算書（登米市補助金等交付規則 様式第 11 号） 記載例

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
会員会費	●円	●円	●円	●円×●人
利用者負担金	●円	●円	●円	●円×●人
登米市市民活動団体 移動支援事業補助金	●円	●円	●円	登米市から補助
雑入	●円	●円	●円	預金利息
計	●円	●円	●円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
需用費	●円	●円	●円	消耗品費（紙代、ペン類）●円 印刷代●円
燃料費	●円	●円	●円	ガソリン代●
通信運搬費	●円	●円	●円	郵送料●円
保険料	●円	●円	●円	使用車両の任意保険料
借上料	●円	●円	●円	車両借上料●円
計	●円	●円	●円	

区分は一般的な会計
項目区分を記載。

予算額は補助金申請
時の収支予算書の数
値を記載。

摘要は支払いした内
容など細かい内容を
記載。

月ごと分けて作成

●月運行記録簿

団体名	●●会
-----	-----

【運行記録】

月	日	目的地	利用目的	出発時	帰着時	走行距離	乗車人数
4	3	利用者自宅から●町●商店	買い物支援	Km 1,000	Km 1,010	Km 10	人 3
4	5	利用者自宅から●病院	通院送迎	1,010	1,040	30	2
4	20	●集会所から ●公園	桜を見る会(●町) 2回往復	1,080	1,130	50	10
合計		運行回数	●回			Km 90	人 15

発着場所を記載。
目的地が複数ある場合は複数記載。

利用する内容を詳しく記載。
人数が多く往復する場合は往復する回数などわかりやすく記載。

出発時、帰着時の車両メーターのキロ数記載。

- ・ 月ごとに作成すること。
- ・ 他に任意で作成した運行記録簿があれば、代えて使用することが可能（この様式の記載事項が確認できるものに限る。）。